

近代東アジアの歴史叙述における「正史」

岸本美緒

はじめに

『近代日本のヒストリオグラフィ』(以下、本書と称する)に収録されている八編の論文のうち、題名に「正史」を含む第一章「修史局における正史編纂構想の形成過程」(松沢裕作)をはじめとして、「正史」という語は四編の論文(松沢論文及び第二章「明治期の史料探訪と古文書学の成立」(佐藤雄基)、第四章「一八九〇年代のアカデミズム史学——自立化への模索」(廣木尚)、第六章「『社稷』の日本史——権藤成卿と〈偽史〉の政治学」(河野有理))に登場する。「正史」は、近代日本の修史事業におけるキーワードの一つであり、そこには日本古代の六国史を「正史」

と性格つけた上で、それを継ぐ歴史を編纂するという構想が存在した。この「正史」という語の背景は、日本史の範囲に止まるものではなく、中国における「正史」著述・編纂の長い歴史もまた近代日本の歴史編纂者たちによって意識されていた。さて、中国における「正史」の歴史をたどるとき、「正史」の語義は複雑な転変過程を経ていること、その確定は一八世紀、清代中期に至って初めてなされること、またその後ほどなくして一九世紀末には中国ナショナルリズムの高揚の中で「正史」はむしろ批判の対象となったこと、などの諸点が、近代日本の「正史」概念との比較において興味深い問題として浮かび上がってくるであろう。本稿では、日本と中国における「正史」概念の多層性とず

れに着目しつつ、日中史学史の交錯の一端を窺ってみたい。

一 近代日本の歴史編纂における「正史」の意味

まず、本書において用いられている「正史」の意味について検討してみよう。以下は、それぞれの論文（著者名で示す）における「正史」ないしそれに関連する記述を列挙したものである。「1-A」などの番号の数字は章番号、英字大文字は史料引用、英字小文字は各章著者による文章を示す。角括弧は岸本による補足、太字は岸本による強調、「……」は岸本による省略である。

1-A 太政官正院歴史課、一八七二年：「本課ノ掌ハ歴代ノ紀伝ヲ編撰シ、世運ノ汗隆、政体ノ沿革ヲ詳ニシ、一定ノ国史ヲ修ルニ在リ、……〔当面は孝明天皇即位後の多事の時期について、各種の記録を博採し〕本院ノ正史ヲ撰シ、以テ廟堂ノ広視通觀ニ供スヘシ」
【松沢論文、五頁】

1-B 川田剛、一八七三年：「史ヲ修ムルハ大業也、六国史・大日本史ハ姑ク置キ、且漢土ニ就テ之ヲ論ズルニ、史記・漢書・北齊書・梁陳書等、並ニ父子祖孫各其業ヲ継キ修ム、固ヨリ一世一人ノ手ニ成ルニ非ズ、其他新唐書ハ十七年、資治通鑑ハ十九年ヲ経テ

成ル、唯明ノ初二元史ヲ撰ムハ僅二十三箇月ニシテ功竣レトモ、紕謬百出、以テ信史ト為ルニ足ラズ」【松沢論文、七頁】

1-C 修史局、一八七五年：「皇国ノ正史六国史ノ後未タ之ニ続クモノアラス、大日本史出ルニ及テ神武天皇以来南北朝ニ至ルマテ始テ一部ノ正史アリ、南北以後今日ニ至ルマテ五百年間世ニ正史ナク、私撰野乘紕謬百出統記スル所ナシ、是宜シク急ニ一部ノ正史ヲ編シ、以テ世ノ確拠トナサ、ルヘカラス」【松沢論文、九一—一〇頁】

1-D 岡千仞、一八七三年：「学校教育に關して」日本史以外正史之レ無ニ付キ、皇国ニ生レ皇朝ノ何物タルヲ知ラズ、……愛国ノ念自然疎薄ニ相成候」／「編年ハ曆史ノ変体ニテ、正体ハ紀伝」【松沢論文、一八—一九頁】

2-a：「中世は」古代ないし近代……に比べて国家の存在は自明ではなく、分権性・多元性に特徴をもつ。近世には、……古代国家による正史……が途絶した十世紀以降の歴史を如何に叙述するかという問いがすでに生じていた。このような近世の状況を前提として、明治政府は古代国家の「復古」として自らの正統性を主張するとともに、六国史以降の「正史」

近代東アジアの歴史叙述における「正史」(岸本)

編纂を開始することになる。【佐藤論文、三四頁】

4-a: 坪井(九馬三)は(一八九四年の論説「史学に就て」のなかで「文学」としての「歴史」と「学問上の史学」とを峻別し)「文学」としての「歴史」には二つの淵源があるといい、それは「史官の記録」と「小説文」「歴史小説の祖先」の二種だとし、前者の例に「支那の所謂正史」を、後者の例には「ヘロドトスの歴史」や「左丘明の歴史」を挙げている。それに対し、「学問上の歴史」は「第一種第二種の歴史を綜合せる歴史」であり、具体的には「ランケの歴史」がそれに当たるとする。【廣木論文、八八頁】

4-b: 「坪井九馬三の同上論説においては、「応用史学」と区別された「科学」としての「純正史学」が提唱された。」「立憲政体興らざれば史学の表面は頭れざる筈にて、本邦に於て純正史学漸く萌えんとし、支那朝鮮に於て未だ是れなきは理の觀易き所なり」と、「純正史学」の存在は、それ自身が「支那朝鮮」に先んじて「立憲政体」を樹立した日本の優越性の証明なのである。【廣木論文、一〇八頁】

5-A 坪井九馬三 一八九四: 「(国家よりも社会と関係の深い「農工芸諸科学」について述べて)史学の如きは然らず其国家直轄の下に在るを以て一挙一動国

家の鼻息を窺ハさるを得ず、況や支那の如く国家自

ら史官を置き国史を記録せしめ、上は天子の起居を注し下は孝子順孫の徳行を録し、一部の国史を以て政治の唯一金科教育の唯一玉条と為したる時代に於ては、史学としては唯其裏面あるのみ、又其裏面も発達する能はざりしは勿論の事なり。」「第五章「史学の『純正』と『応用』——坪井九馬三にみるアカデミズム史学と自然科学の交錯」(中野弘喜、一三一頁) 6-a: 東アジアの歴史において、政治権力の正統性の根拠を歴史に求めようとする試みは一般的であった。「正史」である。ここに言う「正史」とは、公開性や検証可能性を核とする適正な手続きに基づいて叙述された歴史の謂いではない。問題なのは手続きの適正ではなく、内容の正しさ、それも政治的な正しさなのであり、そのような内容によって調達される権力の正統性である。この意味での「正史」を、近代日本はだが遂に持つことがなかった。正確に言えばその試みはあった。「維新」を受けた最初の「正史」編纂事業と、「大東亜戦争」を控えた二度目の「正史」編纂事業。【河野論文、一七七頁】

以上の諸例のみを以て、近代日本の歴史論における「正史」の概念(及びそれをふまえた今日の歴史研究者の理解)

の広がりを見望することはやや軽率であるかもしれないが、とりあえず本書に依拠した限りでの考察を行ってみよう。近代日本の歴史家による上記のような「正史」の用例において、中国の目録学(図書分類学)的カテゴリーとしての「正史」がある程度念頭に置かれていることは確かであろう。以下述べるように、中国の「正史」概念には様々な要素が含まれているが、上記の諸例では、「国家(政府)による編纂」という側面がもっぱら強調されていることが見て取れる。しかし、その含意は必ずしも単純ではない。

「国家(政府)により編纂された正史」が含意するのは、第一に、事業規模の大きさやスタッフのレベルの高さによる信頼性の確保ということである。即ち、「紙謬百出」の「私撰野乘」と対比される「信史」としての性格が「正史」の特徴とされるのである(1-B、1-C)。松沢裕作は、重野安禪らの修史事業を扱った別の著作のなかで、「叙述」重視から「考証」重視への重野のスタンスの変化を指摘し、「重野は、一八八四(明治一七)年の講演……のなかでは、国家が『正史』を編纂する目的を、民間で流布しているあやまつた事実を含む歴史書を一扫し、正しい事実を記載した歴史書を編纂することに求めるようになっていく」と主張するあまり軍記物語である『太平記』に依拠しすぎた――

――にふれつつ、「歴史の書き手の立場が事実をゆがめてしまふ危険性がある以上、歴史家は『愛憎』の心をもつてはいけない、と重野は主張する」と論じている。³⁾

以上のような「信頼性」問題とやや異なる側面として、一国の歴史の全体像を提示する「国史」としての枠組みという問題が挙げられよう。いわば「国史性」ともいうべきこのような範囲設定が、「国家(政府)により編纂された正史」の第二の含意をなす。信頼性という点でいえば、民間の歴史学のなかにも学問的な手続きを踏んだ信頼すべき成果は存在する。また、個別トピックに関するモノグラフが近代のアカデミックな歴史学を支えていることは言うまでもない。しかし「正史」とは、そうした個別論文の集積とは次元を異にし、「世運の汗隆、政体の沿革を詳に」する「一定の国史」として、「廟堂の広視通覽に供す」べきものである(1-A)。「大日本史」が私撰であるにもかかわらず、修史局によって準「正史」と見なされ得た(1-C)のは、そうした「国史」としての枠組みの故であったと考えられる。ここでは、個々の考証よりも、全体像を描く叙述が重要視される。

「国家(政府)により編纂された正史」の第三の含意として、古代からの日本の歴史を連続的なものととらえ、そのなかに現在の政権を位置づけるといって、「正統性」に関

近代東アジアの歴史叙述における「正史」(岸本)

わる課題が存在する。これは上記の「国史性」と深く関わるが、「国史性」が空間的・集团的まとまりに関する問題であるのに対し、「正統性」は時間的連続に関わる問題としてとらえることができ、他の歴史像を排除して唯一の「正しい」歴史のストーリーを描くという志向性(6-1a)を持つ。この「正統性」という課題は、「古代国家の復古」としての現政権の正統性の主張(2-1a)や、「皇朝の何物たる」かを知らしめることによる民衆の愛国心の涵養(1-D)など、いくつかの位相を含んでいる。

以上挙げた諸問題——「信頼性」「国史性」「正統性」——は、いずれも「正史」という語の一側面をなすものだが、完全に重なり合うわけではない。「信頼性」の側面を極限まで推し進めれば坪井九馬三のいわゆる「純正史学」に近づき、その「純正史学」の観点からは「正史」は「学問上の史学」と異なる「文学」に属するものとされ、また「史学」を抑圧する存在として捉えられる(4-a・b, 5-A)。「考証」重視か「叙述」重視かといった当時の議論(本書松沢論文、一六・二〇頁等)も、「信頼性」と「国史性」「正統性」との方向性の違いに関わるものであろう。

近代日本の「正史」概念に含まれるこうした複雑さの一方で、これを伝統中国の「正史」概念と比べてみると、中国の「正史」の基本特徴とされている「紀伝体」について

は、全く議論がないわけではないものの(1-D)、あまり論じられていないという印象を受ける。次節では、中国の「正史」概念の変遷をごく簡単にまとめてみたい。

二 中国における「正史」カテゴリーの成立と変遷

現在、中国の「正史」といえば、「二十四史」^④即ち、『史記』に始まり『明史』に終わる二四部のスタンダードな紀伝体史書を指すものとして説明されることが多い。しかし、「正史」の意味は時代により、かなり大きく変遷している。^⑤

中国の目録学史上で大きな画期とされる書物は、唐代初、七世紀半ばに作られた欽定史書『隋書』の「経籍志」で、その後の中国の図書分類法の基本となる四部分類(経・史・子・集)^⑥がこの時に成立した。「正史」は、「史」部に属する一三のサブカテゴリーの筆頭に置かれており、これが中国史上「正史」という分類の初出とされているが、そこには紀伝体の史書及びその注釈六七部が著録されており、必ずしも各時代に一種類のスタンダードな史書を認定するという趣旨ではない。なぜ「正史」というのか、またなぜ紀伝体なのかという点については、それほど明確に述べられていないが、『隋書』「経籍志」の「正史」のリストに付された説明は大略以下の如くである。古より天子

諸侯は必ず国史（国家の記録官）を置き、命令や出来事を記録させたが、その後の混乱のなかで史官の制度は滅びてしまった。漢の武帝に至り、太史公を置き、天下の文献を集めさせた。その任にあった司馬談とその子の司馬遷が紀伝体によって『史記』を作り、それに倣う者が多く出た。後漢になって班彪・班固が同様の体例で前漢の歴史を書いた。その後、多くの人々が班氏・司馬氏に倣って著述を行い、これを正史と見なして、一王朝の史は数十家にも及んだ——という。『史記』や『漢書』は奉勅撰ではなく、司馬談父子や班彪父子の一家の著述ではあるが、ここでは司馬談らが国家の記録を司る職にあったことから、古の「国史」の伝統を引き継ぐものと見なされているわけである。そして、『史記』『漢書』の体例に倣った史書をその伝統のなかに位置づけることによって、「正史」というカテゴリーが成立しているといえる。ただし、「正史」イコール紀伝体という考え方は、当時必ずしも普遍的ではなく、またその後定着したわけでもなかった。例えば史官として唐初の歴史編纂にも参与した劉知幾の『史通』では、史書を大きく「古より帝王の編述せる文籍」である「正史」と「その余の外伝」である「偏記小説」とに分けているが、「正史」のなかには編年体史書も含まれている。また、一〇〇〇年余りのちの清代に作られた奉勅撰史書『明史』の「藝文志」では、「正

史」の項に「実録」などの編年体の文献も著録されている。唐初という時期は、前の王朝について奉勅撰の史書を紀伝体で編纂する制度が確立したという点でも重要である。このような奉勅撰断代史の最初の例は、北齊（六世紀後半）の時代に作られた『魏書』であるが、唐代以後にその制度が定着する。各時代についてのスタンダードな史書という点からいえば、紀伝体の断代史のうち、それぞれの時代について代表的なものを選び「十史」「十七史」などと総称する非公式な呼び方は古くからあったが、清朝の乾隆帝が、それまで通称されていた二十一史に、新しく完成した『明史』、及び『旧唐書』『旧五代史』を加えて一七三九年に二十四史を選定し、この二四の紀伝体史書およびその注釈書が「正史」と見なされることとなった。ここにおいて「正史」の定義は初めて確定されたと言える。乾隆帝がのちに編纂させた大叢書である『四庫全書』の分類法では、この「正史」の定義が用いられ、その後現在の漢籍図書館の四部分類に至るまで、基本的にそれが踏襲されている。ここで選ばれた二四の「正史」の共通の特徴——別言すれば、何がこれらを「正史」たらしめているのか——とは何であろうか。近代日本の「正史」概念において、国家（政府）事業としての編纂ということが大きな意味を持っていることは先に見たが、二十四史は国家事業として編纂され

たものとは限らない。二十四史のうち、奉勅撰でないものは、『史記』『漢書』『後漢書』『三国志』『宋書』『南齊書』『南史』『北史』『新五代史』と、かなりの割合(三分の一強)に上り、国家的修史の制度が始まって以降の私撰著作も含まれている(『南史』『北史』『新五代史』)。「信頼性」という観点からみても、奉勅撰であるから信頼性があるとは限らず、杜撰で悪名高い『元史』のように、多人数で倉卒の間に行われる修史事業は無責任になりがちであることは、当時の人々にも自覚されていた。ただ、上記の『隋書』『経籍志』の説明にも見られるように、実際に国家的事業であるかどうかは問わず、紀伝体史書には、古の「国史」の伝統を継ぐというイメージが付与されていたことは確かであろう。

それではなぜ、紀伝体というスタイルが中国の歴史学のなかで特権的な位置を占めてきたのであろうか。周知のように、紀伝体は、皇帝の事績を編年で記す「本紀」と、皇族・文武官僚から学者・文人・技術者・忠義・節婦烈女など、さらには周辺民族まで扱う「列伝」の両者を根幹とし、それに制度を記す「志」などを加えた構成となっている。本紀とは天下の中心を明確にして時間の流れを示す基準線であり、その本紀に結びつける形で天下の個性ある人物群や制度的仕組み(列伝、志など)を記述する。紀伝体の核心は、明確な中心と天下的拡がりとの組み合わせだったその

構造的性、即ち、天下をばらばらでなく意味をもった統一体として捉える工夫に存するといえる。劉知幾は、「本紀の」紀とは、庶品を綱紀し、万物を網羅するものだ」という(『史通』本紀)。編年体や紀事本末体は、限られた範囲の出来事を叙述するには適しているも、こうした拡がりをもつ構造を描くことは難しい。このようなスケールをもつ拡がりを、前節で述べた「国史性」という語で表すことも可能だが、「国」という限定された枠というよりもむしろ、皇帝の本紀を中心として個性ある人物たちがダイナミックに交渉し活動する無限の宇宙的な拡がりをそこに感じ取ることができよう。

「本紀」は、時間を貫いて伸びる天下の中心線としての役割を持つが、王朝交代によってその中心は入れ替わる。各王朝が前の王朝について行う正史編纂は、前王朝を総括することによってその中心を受け継ぐ作業と行うことができる。この作業は、現王朝の正統性と深く関わるが、現王朝の正統性は、そうした「正史」を編纂すること自体によって担保されるので、必ずしも内容において前王朝を批判・貶視するということはない。むしろ前王朝が正統な王朝であればこそ、それを継ぐ現王朝が正統な存在であることが保証される。従って、「正史」の書き方は、一定の人物評価を含むものの、必ずしも「春秋の筆法」式の批判を旨と

したものではない。なかには、「嗚呼史」の別名をもつ歐陽脩の『新五代史』のように激情的な書き方のものもあるが、概して淡々とした叙述が主流であるといえる。

本紀を綱に例えるならば（紀とはもともと綱の意をもつ）、天下の中心線をなすその綱は王朝交代によって途中で切れるが、新たな綱と結び合わせることによって全体としての連続性が保たれているといえよう。断代史のバトントッチとしてのこうした正統性認識のあり方は、「皇統」の連続性を前提とする近代日本の「正史」観とは相当異なるものと感ぜられる。

中国の「正史」を特徴づけるこのような「天下」的な拡がりのイメージは、日本の「正史」にはおそらく見られないものだろう。重野安繹は「国史編纂の方法を論ず」（一八七九年）のなかで、一般に「正史」と見なされている六国史や『大日本史』について、大略次のように述べている。書紀は勅撰であり、編年体で編纂されているが、真の編年ではなく実録体である。後紀・続紀などはさらに編年の正しい書き方とは離れ、天皇や諸臣の動静を記す起居注・日曆の類にすぎない。『大日本史』は紀伝体だが、「志」を欠いており、政俗規制の記述がない。「是予ノ〔日本に〕正史ナシト云フ所以ナリ」と。ただ、そうした紀伝体正史の欠如は日本に限ったことではなく、ベトナムの正史とさ

れる『大越史記全書』も本紀のみの編年体である。朝鮮の『三国史記』『高麗史』は紀伝体であるが、『高麗史』の本紀は、中国王朝をはばかって「世家」と題されていた。中国諸王朝の「正史」のような拡がりをもった紀伝体史書編纂は、周辺諸地域では十分に展開することはなかったといえよう。

三 近代中国のナショナリズムと「正史」批判

このような中国の「正史」の伝統は、清末に至って改革派の人々からの厳しい批判にさらされることとなる。初期のもっとも有名な例は、梁啓超の「新史学」（一九〇二年）における「中国の旧史」批判である。そこで批判されているのは必ずしも正史のみではないが、以下のような部分では、正史が主な標的となっている。

- ・ 朝廷有るを知りて国家有るを知らず。……二十四史は史に非ず、二十四姓の家譜なるのみ。
- ・ 陳述有るを知りて今務有るを知らず。……鼎革（王朝交代）の後に非ずんば則ち一朝の史は出現する能わず。……古を知りて今を知らず、これを陸沈（時代遅れ）と謂う。

・ 能く鋪叙するも別裁する能わず（羅列するだけで取

近代東アジアの歴史叙述における「正史」(岸本)

捨することができない)。……『新五代史』の類に至りては別裁を以て自ら命ずるも、実は則ち大事をもつて皆刪去し、ただ隣猫子を生むなどの(「どうでもよい」語を存するのみ。

・能く因襲するも創作する能わず。……『史記』以後の二十一部は皆『史記』を刻画(本体は変えずにかざりをつける)す。……何ぞその奴隸性、かくも甚だしきに至らんや。

梁啓超はまた、一九二二年の「中国歴史研究法」において、唐代以降の官撰正史について次のように述べている。

いづれも大々的に史局を開いて多くの担当者置き、高官にその仕事を統括させた。……そこで著作という事業は奉公と同様になり、編纂者は名実対応しなくなつた。こうした官撰・合撰の史書の最大の弊害は、著者に責任感がないということである。……思うに我が国の古代の史学は、史官を置いたことによつて非常に發達したが、その近代の史学は、史官を置いたことによつて非常に衰微したのである。¹³⁾

以上述べたような梁啓超の「正史」批判は、自由な言論を抑える「正史」の権力性や政治性に焦点をあてるというよりはむしろ、国民と遊離した無力さ、旧態依然たる因襲性、といった「役に立たなさ」を理由とするものであつた。

中国の「正史」に対する同様の批判は、日本の学界にも見られるところであり、例えば三宅米吉は『日本史学提要』(一八八六年)のなかで「支那の歴史編纂法は……、春秋、史記、漢書などを以てこよなき手本となし、後世の史書は都てみなこれらの編纂法に準はざるなし。……又其編纂の主義を以ていふに、これらの書の著者は唯社会の一部分即ち政府及び王室にのみ眼を着けて社会全体には頓着せざれば、春秋なり、史記なり、漢書なり、其作られし時代を以て云はば、実に立派なる著作なり」と云はざるを得ざれども、今日に於て之を欧米諸国の史書に比べ見る時は、又甚だ不完全なるものと云はざるを得ざるなり」と述べている。¹⁴⁾一八九八年の戊戌政変後日本に亡命していた梁啓超が、このような日本の学者の見解に影響を受けたということもあるかもしれない。

ただ大きいえば、「正史」と国民統合の課題との関係は、日本と中国それぞれの近代史学の出発点において逆方向を向いていたように思われる。近代日本においては、「正史」編纂の必要性は国民統合の課題と——それほど単純ではないにせよ——結びついていたが、梁啓超の場合は、中国の正史が国民統合に無力であることを批判しているのであり、この相違は興味深い。これについては、シンポジウム当日の河野有理のリプライにおける「ある程度確立した

デイシプリンとして蓄積されてきた正史というものがあるからこそ、梁啓超らは『そんなもの必要ない』と言えたのではないか。一方日本においては、きちんとした正史を持ったことのない国であるからこそ、正史が夢見られたのではないか」という趣旨の発言が、まさに正鵠を射ているといえるだろう。久米邦武の「修史意見書」草案（一八八五年）の「東洋ノ政ハ上ヨリ出ル、故ニ歴史モ官撰ニ成ル、西洋ノ政ハ下ヨリ成ル、故ニ歴史モ私撰ニテ伝ハル。……是ミナ国ノ経歴自然ニ由ルモノニテ、即歴史ノ歴史タル所ナリ。」「近年国会開設ノ詔ヨリ、時論輒スレバ西洋ニ模倣センヲ望ミ、往々柄鑿合ハザルノ説モ少ナカラズ、倘シ西洋ニ官撰修史ノ国ナシトテ、強テ之ヲ私撰ニ付セントスル事モアレバ、本邦ノ歴史ハ永ク廃闕ニ付シテ止ベシ」といった意見も、「正史」の問題点を意識しつつなお「本邦の歴史」を作り出さなければならぬとする当時の姿勢を示しているように思われる。

ただ、梁啓超の正史批判が持てる者の贅沢な悩みであったかという点、必ずしもそうではないだろう。吉澤誠一郎が梁啓超の「新史学」を評して「尊皇思想を一つの動因として始まった明治体制は、国民統合の理念に皇統の歴史的一貫性を採用することができたが、梁啓超にとってはそれを模倣する方法がなかった」と指摘しているように、日本

にあつて中国にないものも存在した。「新史学」の一年前、一九〇一年の「中国史叙論」のなかで梁啓超は有名な「わが国には国名がない」という議論をしている。つまり、各代の正史は王朝の歴史であつてそれを通貫する「中国史」の概念がなかったというのである（実際に「中国史」という語は二〇世紀になって初めて出現したものである）。王朝の歴史をいわばむりやり継ぎ合わせることによつて連続性を保つてきた中国の歴史に対比して、日本には整った「正史」こそないものの、千数百年にわたつて続く「日本」という国名と、連続した「皇統」と、さらには『大日本史』といった書物まである。近代中国の日本知識の淵源ともいふべき黄遵憲『日本国志』（一八八七年）の冒頭の「百二十代、二千余年にもわたり、一姓が受け継ぎ、連綿と伝えて統治の途絶えなかつた国は日本だけではないか？」という認識は、梁啓超にも共有されていたものであつたらう。中国にはそのような即自的連続性がなかつたからこそ、王朝間の受け継ぎを示す「正史」の作成が必要とされた。梁啓超はその「正史」の限界を打破してより直接的な国民の歴史の連続性を回復しようとしたのだともいえよう。

おわりに

梁啓超ら改革派の「正史」批判にもかかわらず、中国における正史編纂の伝統は消滅したわけではなかった。辛亥革命後、北京政府のもとで趙爾巽・柯劭忞らを中心として『清史』編纂の作業が進められ、一九二七年に紀伝体史書『清史稿』が完成した。しかし清朝の立場に立ったその叙述方針(革命派に対する敵対的態度など)が国民政府の反発を招き、『清史稿』は正式に正史として認められることなく、「稿」即ち未定稿としての位置づけのままに止まった。国民党支持の立場から『清史稿』を一部書き直した『清史』が一九六一年に台湾で出版されたが、それはほとんど正史としての認知を受けていない。

以上のような『清史』編纂の試みとは独立に、中華人民共和国では、二〇〇二年に「国家清史纂修工程」(「工程」はプロジェクトの意)が立ち上げられ、全一〇〇巻予定(そのほかに史料や翻訳書のシリーズも出版される)、当初予算六億元、一〇年計画の巨大な『清史』編纂事業が、多数の歴史研究者を動員して進められている。構成は、「通紀」「志」「列伝」「表」「図録」であり、「わが国の『易代修史』の優良な伝統を継ぐ」とされるように、伝統的な正史の体例に近いが、「通紀」は皇帝の本紀ではなく、政治

や戦争を中心とした通史となるようである(即ち、各皇帝の伝記は「列伝」に入ることとなる)。進行は当初の予定よりもやや遅れているが、既に初稿が完成したとの報道が二〇一六年初めになされた¹³⁾。

正史の伝統を積極的に継いでいくことを標榜するこのプロジェクトが、どのような清史像を描くことになるのか、「正史」の夢と無縁ではなかった東アジアの漢字圏諸国の立場からしても、関心の持たれるところである。

註

- (1) ただし、六国史のデータベース（星野聰・水野柳太郎作成、<https://www.013.upp.so-net.ne.jp/wata/rikokushi/>）によって検索する限り、六国史の本文に「正史」という語は見えないようである。国家事業として編纂された史書を表す語としては「奉勅修国史」（『日本後紀』巻三逸文）『類聚国史』延暦一三年八月己丑）のように、「国史」という語が用いられていた。大宝令（七〇一年）の注釈「古記」（七三八年ごろ成立）には、図書寮の職務である「修撰国史」を説明して、「国史」とは、その当時の事実を記した書物の名称である。『春秋』『漢書』のような類である。実録のことである」とあるという（遠藤慶太『六国史——日本書紀に始まる古代の「正史」』（中央公論新社、二〇一六年）九頁）。
- (2) ただし、1-Bの引用文にみえる川田の議論では、中国の「正史」に属する諸書に言及するものの、必ずしも国家事業ではない「父子祖孫」の家学としての歴史編纂に高い評価を与える一方で、奉勅撰の『元史』のずさんさを批判しているので、国家事業であることが即ち信頼性を保証するものだとしているわけではない。
- (3) 松沢裕作『重野安禪と久米邦武「正史」を夢見た歴史家』（山川出版社、二〇一二年）五二頁。
- (4) 中華民国期に編纂された『新元史』『清史稿』を加えて「二十五史」「二十六史」といった言い方もある。
- (5) 以下、「史部」「正史」というカテゴリーの成立とその変遷については、内藤湖南『支那史学史』1・2（原著一九四九年、復刊、平凡社東洋文庫、一九九二年）、西嶋定生『中国における歴史意識』（『岩波講座世界歴史』第三〇巻、

一九七一年、所収）、遼耀東『魏晉史学的思想与社会基礎』（中華書局、二〇〇六年）等を参照した。

(6) 「経」は儒教の經典及びその注釈書、「子」は天文・医学など自然科学をも含む諸子百家の書、「集」は詩など文学をいう。「史」の範囲は今日でいう「歴史」の範囲よりも広く、地理・法律などの同時代の記録をも含むが、これは「史」の原義が記録官であり、記録官の管掌する範囲を「史」ということから来ている。

(7) ただし、目録学上のカテゴリーとしての「正史」と一般名詞としての「正史」とは別であり、『四庫全書』の編纂者による解題『四庫全書総目提要』には、「編年も紀伝も等しく正史である」といった言い方も見られる。同書によれば、「編年が正史に入っていないのは、紀伝体史書が『史記』『漢書』以来連続して書き継がれてきたのに対し、編年史書は時代的に連続していないので「正史」に入れなかっただけで、他意はない」という（巻四十三、史部三、編年類）。

(8) 武田泰淳が『史記』について述べた「人間天文学」という語が想起される。武田泰淳『司馬遷——史記の世界』（原著一九四三年、復刊、講談社文庫、一九七二年）。

(9) 中国では一般に実録は編年として分類されるので、ここで重野が編年と区別して実録体と言っているのが何を指すのかはよくわからない。宮廷内の天皇と近臣のことしか書いていないということであろうか。

(10) 田中彰・宮地正人編『日本近代思想大系 歴史認識』（岩波書店、一九九一年、二二四—二二五頁）。

(11) 「世家」は、『史記』におけるジャンルの一つで、諸侯の家の歴史をいう。

近代東アジアの歴史叙述における「正史」(岸本)

- (12) 『飲冰室文集』之二(上海中華書局、一九三六年)所収。
 - (13) 『飲冰室專集』之七十三(上海中華書局、一九三六年)。同様の趣旨は内藤湖南『支那史学史』(前掲注5、平凡社東洋文庫版1、二一〇―二二二頁)でも述べられており、かなり一般的な意見であったといえよう。
 - (14) 前掲注10『日本近代思想大系 歴史認識』、二二九頁。
 - (15) 同右、二二八―二三〇頁。
 - (16) 吉澤「中国における新史学の形成——梁啓超『新史学』再読」『歴史学研究』八六三号、二〇一〇年、八頁。
 - (17) 「国家清史纂修工程」の概要や編集方針については、国家清史纂修工程出版中心他編『清史纂修研究与評論』(上海古籍出版社、二〇一二年)に詳しい。
 - (18) 『人民日報海外版』二〇一六年一月一日。http://paper.people.com.cn/rmrbhw/html/2016-01/01/content_1644411.htm 二〇一六年七月三〇日閲覧。
- (お茶の水女子大学基幹研究院教授)